

# 津市消防本部車両運転技能認定規程

平成18年1月1日消防本部訓第11号

改正 平成19年7月4日消防本部訓第7号

平成31年3月29日消防本部訓第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防本部機械器具管理規程（平成18年津市消防本部訓第15号）第6条に基づく運転技能の認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の種類)

第2条 認定の種類は、次のとおりとする。

- (1) 1級 緊急の用務のため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけて走行する車両（以下「緊急自動車」という。）を運転する資格をいう。
- (2) 2級 緊急自動車以外の車両を運転する資格をいう。

(運転技能認定の申請)

第3条 所属長は、認定を必要とする者又は認定を受けようとする者があるときは、運転技能認定申請書（別記様式）により消防長に申請するものとする。

(運転技能の認定)

第4条 消防長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、認定を行うものとする。ただし、消防長が当該審査の必要がないと認めるときは、当該審査を経ないで、認定を行うことができる。

2 消防長は、前項の規定による審査を行ったときは、その結果を所属長に通知するものとする。

(運転技能認定委員会)

第5条 消防長は、認定に関して必要と認めるときは、運転技能認定委員会（以下「委員会」という。）を招集し、意見を聴取するものとする。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 消防長

副委員長 消防次長

委員 消防長が指名する者

書記 消防総務課職員

(認定要件)

第6条 認定要件は、別表のとおりとする。

(派遣職員等の認定)

第7条 消防長は、他の機関からの派遣職員等については、これまでの運転歴及び事故歴等を派遣元へ照会し、問題等がなければ、2級に認定するものとする。

(認定の取消し)

第8条 消防長は、現に認定を受けている者が、運転免許（以下「免許」という。）の取消し又は停止の処分を受ける等、運転の適格性を欠くに至ったときは、認定を取り消すものとする。

2 消防長は、認定を取り消したときは、速やかに認定の取消しを所属長に通知するものとする。

(再認定)

第9条 前条第1項の規定による認定の取消しを受けた者の認定は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 免許取消しの場合 免許取得後30日を経過した後において、免許取消しの事由を勘案して、消防長が再度認定を行うことが適当であると認めるときは、前条第1項の認定の取消しを受けた日に属していた級又は下位の級に認定することができる。

(2) 免許停止の場合 免許停止期間終了後30日を経過した後において、免許停止の事由を勘案して、消防長が再度認定を行うことが適当であると認めるときは、前条第1項の認定の取消しを受けた日に属していた級又は下位の級に認定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に合併前の消防車両運転技能認定要綱（平成6年津市消防本部訓第4号）の規定によりなされた認定、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた認定、手続その他の行為とみなす。

3 この規程の施行時において認定を受けていない者のうち、第5条各号の認定基準を満たしていると消防長が認める者については、第3条及び第4条の

規定にかかわらず、認定を受けているものとみなす。

附 則（平成19年8月1日消防本部訓第7号）

この訓は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日消防本部訓第2号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

級	認定要件
1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2級認定後1年以上経過していること。</li> <li>(2) 過去2年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと。</li> <li>(3) 消防長が認定不適と判断する交通事故等を起こしていないこと。</li> <li>(4) 消防長が運転技能審査等の結果について適当であると認めること。</li> </ul>
2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 免許取得後1年以上経過していること。</li> <li>(2) 過去1年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと。</li> <li>(3) 消防長が認定不適と判断する交通事故等を起こしていないこと。</li> <li>(4) 消防長が運転技能審査等の結果について適当であると認めること。</li> </ul>

